

「税理士による無料税務相談会」ご利用のみなさまへ

1. 「税理士による無料税務相談会」(以下、「相談会」といいます。)で行う相談内容について、

(1)税務に関する相談

(2)会計に関する相談

(3)派遣税理士が必要と認めた相談

※法人についてのご質問はお断りさせていただきます。

2. 税理士(税理士法人)に依頼されている方、業務侵害行為防止の理由から相談会をご利用頂けませんのでご了承ください。

3. 相談会での税務相談に対する回答は、一般的な範囲で行います。有利不利を伴う詳細な金額の計算等につきましては対象外となりますのでご了承ください。また、お一人当たりの相談時間は30分以内とさせていただきます。相談時間の制約、資料不足などで必ずしも十分な回答が出来ない場合がありますのでご了承ください。

4. 以下のような事案については、取り扱いができませんのでご了承ください。

(1)複雑な事案等で相当の時間を要する事案

(2)申告書の作成を依頼する事案や税額の計算や検算を依頼する事案

5. あなたが、当相談会の回答をもとに申告、契約、登記等を具体的に行うときは、必要な書類を準備して税務署で相談するか税理士の関与を受けたうえで判断してください。

6. ご相談内容についての録音等につきましてはお断りさせていただいております。

令和7年10月新設